

# 北秋田市水道事業窓口業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

## 第1章 一般事項

### (目的)

第1条 この要領は、北秋田市水道事業窓口業務委託（以下「委託業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 プロポーザルとは、委託業務に関する業務提案を公募し、業務に対する意欲、技術的能力等の審査を行い、最も優れていると認められる者を選定する方式をいう。

### (委託業務の範囲)

第3条 委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 窓口業務
- (2) 検針業務
- (3) 検満メーター情報管理業務
- (4) 調定、更正業務
- (5) 収納業務
- (6) 滞納整理、水道給水停止業務
- (7) 電子計算機処理業務
- (8) 事務引継ぎ業務
- (9) その他付随業務

### (参加資格要件)

第4条 プロポーザルへ参加を申込み事業者（以下「参加申込事業者」という。）に必要とされる資格要件は次のとおりとする。

- (1) 単独事業者であること。ただし、市長が承認した場合は一部再委託を妨げない。
- (2) 県内で類似業務の受託実績があること。
- (3) 平成31・32年度における北秋田市の入札参加資格者（物品及び役務の提供等）であること。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステムISMS（ISO27001）又はプライバシーマーク、JISQ15001など、第三者機関の審査による認証を本業務の公告日において取得していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をしていない者であること。
- (7) 税に滞納がないこと。
- (8) この公告日において、北秋田市から指名停止の措置を受けていない者。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- (10) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

#### （参加申込事業者の公募）

第5条 参加申込事業者の公募は、北秋田市公告式条例（平成17年条例第3号）別表に規定する掲示場において公告するとともに、北秋田市ホームページでの掲載により行う。

#### （プロポーザルへの参加申込）

第6条 参加申込事業者は、公募型プロポーザル方式参加申込書（以下「参加申込書」という。）（様式第1号）と次に掲げる添付書類各1部を、別に定められた期間内に北秋田市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 納税証明書
- (3) 水道料金等徴収業務の実績調書（任意様式）
- (4) 情報セキュリティに関する第三者認証の認証登録証の写し、又はそれに類する書類
- (5) 会社概要（資本金、売上高、社員数、本・支店、営業所拠点など）がわかるもの（会社案内等のパンフレットでも可）

#### （業務提案書の提出）

第7条 参加申込事業者は、実施要領及び実施説明書に従い、次の各号に定める項目についての業務提案書を作成し、所定の用紙（様式第2号）を付けて別に定められた期間内に市長へ提出しなければならない。

- (1) 会社の概要及び財務状況
- (2) 受託実績
- (3) 業務の実施体制
- (4) 業務の実施計画

- ① 窓口業務
  - ② 検針業務
  - ③ 検満メーター情報管理業務
  - ④ 収納業務
  - ⑤ 滞納整理・水道給水停止業務
  - ⑥ 電算処理業務
  - ⑦ 個人情報保護体制
  - ⑧ 災害時及び緊急時対策等の危機管理体制
  - ⑨ その他委託業務に係る提案
- (5) 地域貢献（地域経済・地域雇用）に対する考え方
  - (6) 提案見積書及び積算内訳書
- 2 業務提案書は、日本工業規格A4版サイズとし、A3版サイズを使用する場合は、折り綴りとする。
  - 3 業務提案書には所定の表紙（様式第2号）、目次及びページ番号を付けることとする。
  - 4 業務提案書の提出方法は、持参又は郵送とし、電子記録媒体及び電子メールでの提出は認めない。
  - 5 業務提案書の提出場所は、北秋田市上下水道課とする。

（質問書の受付）

- 第8条 参加申込事業者は、業務提案書等の作成に係る質問について、別に定められた期間内であれば質問書（様式第3号）を電子メールで提出することができる。
- 2 市長は、参加申込事業者から前項の質問があった場合は、質問内容及びその回答を全ての参加業者へ電子メールで通知する。

（プロポーザルの辞退）

- 第9条 参加申込事業者は、いつでもプロポーザルの参加を辞退することができる。
- 2 プロポーザルの辞退は、公募型プロポーザル方式参加辞退届（以下「辞退届」という。）（様式第4号）を市長へ提出することにより行うものとする。
  - 3 辞退届の提出方法は持参又は郵送とする。

## 第2章 審査方法等

（選考委員会の設置）

- 第10条 委託業務を実施するにあたり、参加申込事業者を公平かつ公正に評価するため、北秋田市水道事業窓口業務受託事業者選考委員会を設置する。

(選考委員会)

第11条 選考委員会の委員は、別に定める。

- 2 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を招集し、統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 選考委員会の委員の任期は、委託業務契約を締結した日までとする。
- 6 選考委員会の庶務は上下水道課が行う。

(参加資格要件の審査)

第12条 上下水道課は、提出された参加申込書等により参加資格の適否の確認を行って選考委員会に報告し、選考委員会はその報告を受け審査する。

- 2 市長は、前項の審査結果を公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第5号）により通知する。この場合において、参加資格を有すると認められなかった者については、その理由を付するものとする。

(業務提案書等の評価)

第13条 業務提案書による評価は、業務実施体制の妥当性、業務提案書の的確性、実施手順の妥当性、収納率向上対策、効率性、地域貢献の度合い、提案内容の根拠等を基準とする。

- 2 上下水道課は提出された業務提案書の内容等に対して別に定める審査基準に基づき第1次評価を実施し、審査評価点の高い者から順に第2次審査に進出する3社を選出する。なお、参加者が4社に満たない場合は、全参加者を第2次審査に進出させる。

(プレゼンテーションの実施)

第14条 選考委員会は、第2次審査に選出された事業者によるプレゼンテーションで第2次評価を実施する。

- 2 市長は、プレゼンテーションを要請する参加申込事業者へ日時及び場所を、プレゼンテーション参加要請書（様式第6号）により通知する。
- 3 プレゼンテーションの要請をしない参加申込事業者にはプレゼンテーション非選定通知書（様式第7号）により通知する。なお、審査内容及び他の参加申込事業者に関する説明要求は認めない。
- 4 プレゼンテーションは、提出された業務提案書に基づいて行うものとし、業務提案書に添付されていない新たな資料等の提出や新たな提案はできない。
- 5 スクリーンは市で用意するが、プロジェクター等必要な機器類は参加事業者が用意するものとする。

(受託候補者の選考)

第15条 選考委員会は業務提案書、プレゼンテーションの内容等及び提案見積額について総合的に判断して、最終受託候補者（以下「受託候補者」という。）を選定する。ただし、業務提案書の内容等によって委託業務の目的を達成することができないと判断されたときは、受託候補者を選定しない場合がある。

(受託者の決定)

第16条 市長は、前条の報告を受け受託候補者を決定し、公募型プロポーザル方式受託候補者決定通知書（様式第8号）により通知する。

(非選定結果の通知)

第17条 市長は、受託候補者に選定されなかった参加申込事業者（以下「非選定参加申込事業者」という。）に対し公募型プロポーザル方式非選定結果通知書（様式第9号）（以下「非選定結果通知書」という。）により通知する。

2 非選定参加申込事業者は、市長に対し、非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は非選定通知書の通知後1週間以内までに書面をもって行わなければならない。

3 市長は、前項の要求を受けた場合に限り、その非選定事業者の順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加申込事業者に関する説明要求は認めない。

### 第3章 契約その他

(委託業務契約)

第18条 市長は、受託候補者に決定した者と契約条件について協議のうえ、北秋田市財務規則（平成17年規則第38号）及び関係法令に基づき、受託候補者と随意契約を締結する。

2 委託業務契約の条件等については、業務提案書の内容を基本として、北秋田市と受託候補者との協議により定め、仕様書等を補正するものとする。

3 市長は、協議の結果、円滑に委託業務を履行できないと認められた場合には、契約を締結しない。

4 受託事業者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。ただし、市長が必要と認められる場合には、経費の負担に関し受託事業者と協議するものとする。

(プロポーザルの瑕疵)

第19条 プロポーザルにおける参加申込事業者の提出書類及び内容に瑕疵があることが

判明した場合は、その瑕疵について選考委員会等で協議し、対応を決定する。

- 2 選考委員会等は、必要に応じて参加申込事業者に対し、前項の瑕疵についてのヒアリングを行うことができる。
- 3 市長は、第1項に定める瑕疵が重大又は悪質のため、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、プロポーザルに係る既決定事項を取り消すことができる。

(参加資格等の取り消し)

第20条 市長は、参加申込事業者が次の各号に該当した場合は、参加申込事業者又は受託候補者と決定した者に対し、プロポーザルへの参加資格又は受託候補者の決定を取り消すことができる。

- (1) 業務提案書の作成に関して不正行為が認められる場合。
- (2) 委託業務契約前に北秋田市から指名停止となった場合。
- (3) 定められた期日までに、関係書類等を提出しなかった場合。
- (4) 提出された業務提案書に金額の記載があった場合。
- (5) プロポーザル関係者と不正な接触等を行った場合。

(次順位者との交渉)

第21条 市長は受託候補者が委託業務契約を履行することができない事由が生じた場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込事業者のうち、順位が上位だった者から当該委託業務について交渉を行うことができる。

(委任)

第22条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

- 2 この要領は、受託候補者が当該委託業務契約を締結した日をもって廃止する。